○厚生労働省国土交通省令第三号

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第三十七号）の施行に伴い、並びに住宅宿泊事業法（平成二十九年法律第六十五号）第三条第三項及び第四条第一号の規定に基づき、住宅宿泊事業法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和元年九月十三日

厚生労働大臣　加藤　勝信
国土交通大臣　赤羽　一嘉

住宅宿泊事業法施行規則の一部を改正する省令

住宅宿泊事業法施行規則（平成二十九年厚生労働省国土交通省令第二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（届出） **第四条**　（略） ２・３　（略） ４　法第三条第三項の国土交通省令・厚生労働省令で定める書類は、次に掲げるものとする。 一　届出者が法人である場合においては、次に掲げる書類 イ・ロ　（略） （削る） ハ　役員が破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者に該当しない旨の市町村（特別区を含む。次号及び第十四条において同じ。）の長の証明書 ニ～ヌ　（略） ル　ヌの場合において、規約に住宅宿泊事業を営むことについての定めがない場合は、管理組合に届出住宅において住宅宿泊事業を営むことを禁止する意思がないことを確認したことを証する書類 ヲ・ワ　（略） 二　届出者（営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者である場合にあっては、その法定代理人（法定代理人が法人である場合にあっては、その役員）を含む。以下この号及び次項において同じ。）が個人である場合においては、次に掲げる書類 （削る） イ　届出者が破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者に該当しない旨の市町村の長の証明書 ロ・ハ　（略） ニ　前号ニからヲまでに掲げる書類 ５～７　（略）	（届出） **第四条**　（略） ２・３　（略） ４　法第三条第三項の国土交通省令・厚生労働省令で定める書類は、次に掲げるものとする。ただし、第一号ハ及び第二号イの書類のうち成年被後見人に該当しない旨の後見等登記事項証明書（後見登記等に関する法律（平成十一年法律第百五十二号）第十条第一項に規定する登記事項証明書をいう。以下この条において同じ。）については、その旨を証明した市町村（特別区を含む。以下この条及び第十四条において同じ。）の長の証明書をもって代えることができる。 一　届出者が法人である場合においては、次に掲げる書類 イ・ロ　（略） ハ　役員が、成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の後見等登記事項証明書 ニ　役員が、民法の一部を改正する法律（平成十一年法律第百四十九号）附則第三条第一項及び第二項の規定により成年被後見人及び被保佐人とみなされる者並びに破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者に該当しない旨の市町村の長の証明書 ホ～ル　（略） ヲ　ルの場合において、規約に住宅宿泊事業を営むことについての定めがない場合は、管理組合に届出住宅において住宅宿泊事業を営むことを禁止する意思がないことを確認したことを証する書類 ワ・カ　（略） 二　届出者（営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者である場合にあっては、その法定代理人（法定代理人が法人である場合にあっては、その役員）を含む。以下この号及び次項において同じ。）が個人である場合においては、次に掲げる書類 イ　届出者が、成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の後見等登記事項証明書 ロ　届出者が、民法の一部を改正する法律附則第三条第一項及び第二項の規定により成年被後見人及び被保佐人とみなされる者並びに破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者に該当しない旨の市町村の長の証明書 ハ・ニ　（略） ホ　前号ホからワまでに掲げる書類 ５～７　（略）